

# 被保険者証・受給者証などの 更新時期が近づきました

## 被保険者証・受給者証

### ●後期高齢者医療制度加入者

①後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月からは、新しい被保険者証で受診してください。

### ●70歳～74歳の国民健康保険加入者

②国民健康保険高齢受給者証を更新します

8月1日からの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。8月からは、新しい受給者証で受診してください。

一部負担金の割合欄に「2割（平成26年3月31日までは1割）」と記載されている方は、医療機関での窓口負担は1割です。なお、平成26年4月1日以降の負担割合は、国の方針が示される次第、お知らせします。

**注意** 国民健康保険被保険者証の更新の時期は9月末ですので、それまではお手元の被保険者証をお使いください。

### 基準収入額適用申請

新しく届いた①・②に記載されている負担割合が「3割」となっていて、

一定の要件を満たす方は、申請をする  
と申請月の翌月から、負担割合が「1割」に変更となります。詳細はお問い合わせください。  
問合せ 国民健康保険課保険係（内線3452）

### 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

病気やケガを治療した場合、多額の自己負担をしなければならないことがあります。このような場合「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、市・県民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで入院時の食事標準負担額が減額されます。

認定証は、市役所および各総合支所市民課窓口で申請できます。

### ●70歳未満の国民健康保険加入者

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要な方は改めて申請が必要です。  
※国民健康保険税に未納がある方には交付できない場合があります。

### ●70歳～74歳の国民健康保険加入者 で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要な方は改めて申請が必要です。

市・県民税課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関へ提示することにより自己負担限度額までの支払いとなりますので申請の必要はありません。

### ●後期高齢者医療制度加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証をお持ちの方は、新しい認定証を7月末まで

に郵送しますので申請の必要はありません。

市・県民税課税世帯の方は、後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示することにより自己負担限度額までの支払いとなりますので申請の必要はありません。

条件や制度の詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課給付係（内線3446）／各総合支所市民課（倉蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

## 使ってみませんか！ ジェネリック医薬品

### ◆ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造された低価格の薬です。

### ◆効果や安全性は大丈夫？

ジェネリック医薬品は厚生労働大臣による承認を受けなければ製造・販売することができません。現在、製造・販売されているジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されたものです。

### ◆ジェネリック医薬品を使用するには？

ジェネリック医薬品を使いたいときは医療機関や調剤薬局で医師または薬剤師に相談してください。なお、ジェネリック医薬品希望カードを医療機関や薬局の窓口で提示すればジェネリック医薬品に変更する意思表示ができます。（処方箋にジェネリック医薬品変更不可の医師の署名がある場合は変更できません。）  
※希望カードは市役所および各総合支所市民課窓口で配布しています。

### ◆ジェネリック医薬品差額通知の実施について（お知らせ）

国民健康保険では、被保険者の負担軽減および医療費削減のため、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の費用負担削減の一例をお知らせする通知を発送します。対象は生活習慣病などで継続的に服薬していて薬代を減らす効果が大きい方です。

問合せ 国民健康保険課給付係（内線3446）